



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年10月25日(金) 第10244号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示の一部改正(会計管理課)	2
○分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示の一部改正(同)	5
<b>公安委員会規則</b>	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(交通企画課)	7
<b>入 札 公 告</b>	
○一般競争入札の実施(会計管理課)	8
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(ぐんま学園)	10
○同(病院局経営戦略課)	10

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第262号

出納員に対する会計管理者の権限に属する事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第170号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

2の項及び3の項を次のように改める。

## 2 会計局会計管理課の審査室長である出納員

- (1) 県税外収入金の滞納処分のために出張した場合における県税外収入金及び県税外収入金に係る徴収金の収納に関する事務
- (2) 県税の滞納処分の例により行う県税外収入金の滞納処分の公売保証金及び買受代金に係る現金の出納及び保管に関する事務
- (3) 県税の滞納処分の例により行う県税外収入金の滞納処分の公売保証金及び買受代金に係る保管金の出納及び保管に関する事務
- (4) 県民活動支援・広聴課に属する歳入金に係る収納に関する事務
- (5) 児童扶養手当過払返納金の返納人に対して戸別訪問した場合における当該返納金の収納に関する事務
- (6) 中小企業設備近代化資金貸付金又は中小企業高度化資金貸付金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
- (7) 県営住宅の家賃の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
- (8) 公安委員会及び警察本部長が行う公文書の開示決定に係る費用の収納に関する事務
- (9) 林業・木材産業改善資金貸付金（平成15年6月以前の林業改善資金貸付金を含む。）又は林業後継者等特別対策資金貸付金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
- (10) 群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金返還金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
- (11) 県税徴収金（ゆうちょ銀行振替口座からの払出しに係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務
- (12) 母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金若しくは寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者に対して戸別訪問した場合又は別に定める未収金債権について徴収の事務の委託を受けた者が徴収した場合における当該未収金の収納に関する事務（特に児童福祉課で行う必要があるものに限る。）
- (13) 選挙管理委員会が行う政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項に規定する少額領収書等の写しに係る写しの交付及び同法第20条の2第2項に規定する収支報告書等の写しの交付に要する費用の収納に関する事務
- (14) 県民活動支援・広聴課における歳計外現金（災害義援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務
- (15) 財産有効活用課における歳計外現金（インターネットを利用して県の所有する不動産の売払いを行うシステムによる一般競争入札に係る入札保証金に限る。）の出納及び保管に関する事務
- (16) ぐんまふるさと納税に係る寄附金の収納に関する事務
- (17) 会計管理課における歳計外現金（インターネットを利用して県の所有する物品の売払いを行うシステムによる一般競争入札に係る入札保証金に限る。）の出納及び保管に関する事務
- (18) 群馬県高等学校等奨学金返還金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務

- (19) 群馬県不動産の鑑定評価に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第29号）第2条第1号及び第2号に規定する手数料の収納に関する事務
- (20) ぐんま緑の県民基金に係る寄附金の収納に関する事務
- (21) 県有施設等に設置した太陽光発電設備等による売電収入の収納に関する事務
- (22) 群馬県行政不服審査法関係手数料条例（平成28年群馬県条例第24号）第1条に規定する手数料の収納に関する事務
- (23) 群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第75号）第3条第1項に規定する手数料の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
- (24) ぐんま男女共同参画センターの使用料に係る現金の収納に関する事務
- (25) キャッシュレス決済によるNETSUGEN（群馬県庁舎三十二階官民共創スペース）の使用料の収納に関する事務
- (26) メディアプロモーション課における株主配当金、LINEスタンプ、CD及び音声・映像配信の売上分配金並びに動画配信による広告収入の収納に関する事務
- (27) キャッシュレス決済によるGINGHAM（群馬県庁舎三十一階マルシェ&キッチン）の使用料の収納に関する事務
- (28) キャッシュレス決済による昭和庁舎の使用料の収納に関する事務
- (29) キャッシュレス決済による群馬会館の使用料の収納に関する事務
- (30) 群馬県旅券法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第20号）第2条第1項に規定する手数料の収納に関する事務
- (31) 安中総合射撃場の使用料に係る現金の収納に関する事務
- (32) 地域外交課における歳計外現金（災害等支援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務
- (33) 都市整備課における歳計外現金（行政代執行に係る費用の納付命令金及び納付命令金に係る徴収金の滞納処分に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務
- (34) 群馬県消防法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第22号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (35) 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第24号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (36) 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第27号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (37) 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第16号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (38) 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第48号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (39) 群馬県温泉法関係手数料条例（平成11年群馬県条例第71号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (40) 群馬県採石法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第73号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (41) 群馬県砂利採取法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第74号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (42) 群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号）第37条第1項から第3項までに規定する手数料

の収納に関する事務

- (43)群馬県開発行為許可等手数料条例(平成11年群馬県条例第92号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (44)群馬県宅地建物取引業法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第77号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (45)群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料条例(平成23年群馬県条例第45号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- (46)証明手数料条例(昭和23年群馬県条例第38号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務

### 3 総務事務管理課の出納員

- (1) 総務事務管理課における物品の出納及び保管に関する事務
  - (2) 職員(会計年度任用職員を除く。)の給料、職員手当等、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金に限る。)及び恩給並びに会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等、共済費(地方公務員共済組合に対する負担金に限る。)及び旅費(通勤に係る費用弁償に限る。)に係る支出負担行為の確認に関する事務
  - (3) 旅費(群馬県行政組織規則(昭和32年群馬県規則第71号。以下「行政組織規則」という。)第8条第1項及び第4項並びに第9条第2項に規定する課並びに同規則第20条に規定する地域機関及び専門機関、議会事務局、群馬県教育委員会事務局組織規則(平成16年群馬県教育委員会規則第8号。以下「教育委員会事務局組織規則」という。)第2条に規定する課、群馬県教育委員会事務局教育事務所設置に関する規則(昭和46年群馬県教育委員会規則第5号)第2条に規定する教育事務所(学校長が旅行を命じ、又は依頼した場合を除く。)、文書館、図書館、ぐんま天文台、ぐんま昆虫の森、生涯学習センター、北毛青少年自然の家及び東毛青少年自然の家、人事委員会事務局、選挙管理委員会、監査委員事務局、労働委員会事務局並びに警察本部及びサイバーセンターに係るものに限り、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を除く。)に係る支出負担行為の確認に関する事務
  - (4) 歳計外現金(職員の給与及び職員以外の旅費に係る法定控除金に限る。)の出納及び保管に関する事務
- 5の項を次のように改める。

### 5 群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号。以下「財務規則」という。)別表第1に掲げる地域機関等(行政県税事務所及び自動車税事務所を除く。)の出納員

- (1) 地域機関等における現金(現金に代えて納付される証券を含む。)の出納及び保管に関する事務
- (2) 地域機関等における有価証券の出納及び保管に関する事務
- (3) 地域機関等における物品の出納及び保管に関する事務
- (4) 地域機関等における支出負担行為の確認に関する事務
- (5) 地域機関等における歳計外現金の出納及び保管に関する事務

13の項(1)に次のように加える。

オ 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和34年群馬県条例第7号)第13条に規定する手数料の収納に関する事務

14の項を次のように改める。

### 14 警察署の出納員

- (1) 違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者又は使用者等が納付すべき負担金及びその負担金に係る徴収金(以下「負担金等」という。)の滞納処分のために出張した場合における負担金等の収納に関する事務
- (2) 県税の滞納処分の例により行う負担金等の滞納処分の公売保証金及び買受代金に係る現金の出納及び保管に関する事務

(3) 県税の滞納処分の例により行う負担金等の滞納処分の公売保証金及び買受代金に係る歳計外現金の出納及び保管に関する事務

◎群馬県告示第263号

分任出納員に対する出納員の事務の委任の告示（平成19年群馬県告示第171号）の一部を次のように改正し、令和6年11月1日から施行する。

令和6年10月25日

群馬県知事 山本 一太

表税務課の項の次に次のように加える。

消防保安課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 群馬県消防法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第22号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務</li> <li>2 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第24号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務</li> <li>3 群馬県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成12年群馬県条例第27号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務</li> <li>4 証明手数料条例（昭和23年群馬県条例第38号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務</li> </ol>
-------	-------	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表地域創生課の項の次に次のように加える。

文化財保護課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成12年群馬県条例第16号）第2条に規定する手数料の収納に関する事務
--------	-------	---------------------	-----------------------------------------------------------

表県民活動支援・広聴課の項から児童相談所の項までを削り、生活こども課の項の次に次のように加える。

児童福祉課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童扶養手当過払返納金の返納人に対して戸別訪問した場合における当該返納金の収納に関する事務</li> <li>2 母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金若しくは寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者に対して戸別訪問した場合又は別に定める未収金債権について徴収の事務の委託を受けた者が徴収した場合における当該未収金の収納に関する事務（特に児童福祉課で行う必要があるものに限る。）</li> </ol>
県民活動支援・広聴課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民活動支援・広聴課に属する歳入金に係る収納に関する事務</li> <li>2 県民活動支援・広聴課における歳計外現金（災害義援金の募集に係るものに限る。）の出納及び保管に関する事務</li> </ol>

児童相談所	分任出納員	児童相談所出納員	児童相談所の措置に係る児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の規定による負担金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
医務課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金返還金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務
薬務課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	1 群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例(平成12年群馬県条例第48号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県温泉法関係手数料条例(平成11年群馬県条例第71号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務
保健福祉事務所	分任出納員	保健福祉事務所出納員	1 民生費負担金の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務 2 母子福祉資金貸付金償還金、父子福祉資金貸付金償還金若しくは寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納者に対して戸別訪問した場合又は別に定める未収金債権について徴収の事務の委託を受けた者が徴収した場合における当該未収金の収納に関する事務(特に児童福祉課で行う必要があるものを除く。)

表地域企業支援課の項の次に次のように加える。

砂防課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	1 群馬県採石法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第73号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 群馬県砂利採取法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第74号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務
都市計画課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	群馬県屋外広告物条例(昭和39年群馬県条例第81号)第37条第1項から第3項までに規定する手数料の収納に関する事務

表都市整備課の項の次に次のように加える。

建築課	分任出納員	会計局会計管理課の審査室長である出納員	1 群馬県開発行為許可等手数料条例(平成11年群馬県条例第92号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務 2 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
-----	-------	---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------

表住宅政策課の項委任事務の欄を次のように改める。

<p>1 県営住宅の家賃の滞納者に対して戸別訪問した場合における当該滞納金の収納に関する事務</p> <p>2 群馬県宅地建物取引業法関係手数料条</p>
-------------------------------------------------------------------------------

- 例(平成12年群馬県条例第77号)第2条に規定する手数料の収納に関する事務
- 3 群馬県採石法関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
  - 4 群馬県砂利採取法関係手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
  - 5 群馬県屋外広告物条例第37条に規定する手数料の収納に関する事務
  - 6 群馬県開発行為許可等手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
  - 7 群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務
  - 8 証明手数料条例第2条に規定する手数料の収納に関する事務

表警察本部会計課の項委任事務の欄を次のように改める。

- 1 遺失物法(平成18年法律第73号)第37条第1項に規定する県に所有権が帰属した拾得物件の処分に係る現金の収納に関する事務
- 2 群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和34年群馬県条例第7号)第13条に規定する手数料の収納に関する事務

表警察本部会計課の項の次に次のように加える。

警察本部生活安全企画課	分任出納員	警察本部会計課会計課長である出納員	群馬県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第13条に規定する手数料の収納に関する事務
-------------	-------	-------------------	-----------------------------------------------------

## ■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月25日

群馬県公安委員会委員長 竹内 健

### 群馬県公安委員会規則第9号

#### 群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則(昭和54年群馬県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「申請書を、」の次に「群馬県警察本部交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)又は」を加える。

第11条第1項、第12条第2項及び第3項並びに第13条中「所轄警察署長」を「交通企画課長又は所轄警察署長」に改める。

第25条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第48条の3中「群馬県警察本部交通部交通企画課長(以下「交通企画課長」という。)」を「交通企画課長」に改める。

## 附 則

- 1 この規則は、令和6年11月1日から施行する。ただし、第10条第1項、第11条第1項、第12条第2項及び第3項、第13条並びに第48条の3の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年10月25日

群馬県知事 山本 一 太

## 1 調達内容

## (1) 購入物品・予定数量・納入場所

購入物品	予定数量	納入場所
Canon LBP861C用ドラムカートリッジ	200本	県庁内各課（室）、各種委員会事務局

(2) 購入物品の特質等 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 入札方法 上記(1)の物品を入札に付する。入札書には、1本当たりの単価を記載すること。なお、入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者である場合は(1)の契約希望単価（消費税等抜きの単価）を、免税事業者である場合は(1)の契約希望単価に110分の100を乗じて得た金額（円未満端数切捨て）を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であって、等級格付区分がAの者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年11月11日（月）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月25日（月）までに資格者名簿に登載され、等級格付区分がAであることが確認できた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

(4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。

(5) 入札日において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領の規定による指名停止を受けていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県会計局会計管理課契約調達係 電話027-226-3819（ダイヤルイン）
- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム（<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>）による。  
 なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。
- (3) 入札説明書の交付期間 令和6年10月25日（金）から同年11月25日（月）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除き、時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間とする。
- (4) 入札及び開札の日時 令和6年12月6日（金）午前10時
- (5) 入札及び開札の場所 群馬県庁22階222会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、令和6年12月5日（木）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県会計局会計管理課長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「Canon LBP861C用ドラムカートリッジの購入に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書に入札説明書で定める書類を添付し、令和6年11月25日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 入札金額（単価）が規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
 なお、落札者となるべき者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement from the procuring entity: YAMAMOTO Ichita, Governor of Gunma Prefecture
- (2) Bidding details are as follows:

Products to be purchased	Scheduled quantity	Date & time of bidding
Canon LBP861C drum cartridges	200	December 6, 2024 at 10:00 a.m.

- (3) Contract method: Unit price contract

(4) Fulfillment period: From contract day to March 31, 2025

(5) For further details, please contact: Contract and Supply Section, Accounting Division, Bureau of the Treasury, Gunma Prefectural Government. 1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi, Gunma-ken, 371-8570, Japan. Tel: 027-226-3819 (Japanese language only)

## ■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年10月25日

群馬県立ぐんま学園長 矢島 一美

- 1 落札に係る業務名及び数量 群馬県立ぐんま学園給食調理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立ぐんま学園総務企画係 群馬県前橋市川原町826
- 3 落札者を決定した日 令和6年8月20日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社シー・アンド・エス 群馬県渋川市赤城町勝保沢732-3
- 5 落札金額 38,412,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和6年7月9日

次のとおり落札者を決定した。

令和6年10月25日

群馬県知事 山本 一太

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油(JIS1種1号) 793,000リットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県病院局経営戦略課財務係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年9月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 群馬自動車燃料販売株式会社 群馬県高崎市末広町54番地
- 5 落札金額 82,70円(1リットル当たり)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札を公告した日 令和6年8月16日
- 8 契約方法 単価契約

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111